

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等について

1. 改正の背景

旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業における運転者の睡眠時間の不足による事故の防止を一層推進するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 旅客自動車運送事業運輸規則及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）の一部改正

① 旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正

以下の改正を行う。

- ・旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加
- ・事業者が乗務員の乗務前に行う点呼（※）において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加
（※）一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては乗務の途中に行う点呼を含む。
- ・運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない又は継続することができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加

② 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正

点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加する。

(2) 貨物自動車運送事業輸送安全規則及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）の一部改正

(1) と同様の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成 30 年 4 月中旬

施 行：公布の日から起算して一月を経過した日